

## さいわい花クラブ実行委員会設置要綱

(実行委員会の目的)

第1条 「花と緑のさいわい事業」を推進するため、「さいわい花クラブ実行委員会」(以下「実行委員会」とする。)を設置する。

(担当業務)

第2条 実行委員会は、花と緑のさいわい事業に関する次の業務を行う。

- (1) 公共花壇等への植栽及び維持管理
- (2) (1)を実施するための会議等の実施
- (3) 花のイベント等の運営

(委員)

第3条 実行委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 公募で集まった区民
- (2) 区長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、本人からの退会の申出がない限り1年ごとに自動更新するものとする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置き、委員の互換により選出する。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 2名
- 2 委員長は、実行委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 実行委員会は、委員長が招集し、会議の座長は委員長が務める。

(事務局)

第7条 実行委員会の事務局は、幸区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、委員長が実行委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成16年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成17年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この改正要綱は、令和4年4月1日から実施する。